

# シーニックバイウェイ「秀逸な道」 の運用について

---

シーニックバイウェイ北海道推進協議会

令和2年11月13日



### 必要な見直しのうえ本格的に展開

＜本格実施における取組開始までの流れ(案)＞

評価の結果を踏まえて、本格実施にあたっての区間の設定の考え方、  
取組の方針(景観保全及び情報発信)、進捗管理・点検の方法等を検討

「秀逸な道」の制度化  
(シーニックバイウェイ北海道推進協議会による「秀逸な道」制度要綱の策定)

各ルートにおける「選定区間」と「取組方針」の検討【第三条第一項】

シーニックバイウェイ北海道推進協議会による「選定区間」と「取組方針」の認定  
(ルート審査委員会の事前確認)【第三条第三項】

毎年度の計画に基づく取組【第四条第一項】  
(各ルートにおける地域と道路管理者の協働の取組等)【第四条第二項】

「取組方針」の進捗管理(毎年)と点検(5年を目安にルート運営活動の点検と合わせて)  
【第五条第一項】【第六条第一項】

# 区間設定の考え方1 / 2



Scenic Byway HOKKAIDO

## 観点

道路そのものが観光資源となることにふさわしい**魅力ある道路景観を有する区間**

- 選定にあたっては、地域の活動団体及び道路管理者による取組が期待できる区間であることにも配慮すべきであるが、「秀逸な道」の取組趣旨に鑑み、魅力ある道路景観を有する区間を選定のうえ、当該区間のさらなる魅力の向上等のために地域と道路管理者が協働で取り組むべき内容を検討することが基本【**第二条第一項**】
- 「観光資源となることにふさわしい」とは、道路景観の魅力の程度が大きいこと【**第三条第四項第一号イ**】に加え、地域の関係者が観光客の来訪を期待する区間であることが必要【**第三条第四項第一号ロ・ハ**】

## プロセス

推進協議会に**ルート運営代表者会議が道路管理者及び市町村と協議のうえ提出**(推進協議会が認定)

- ルート運営代表者会議が選定する【**第三条第一項**】こと並びにルート運営代表者会議が道路管理者及び当該秀逸な道が存する地域が属する市町村に協議すること【**第三条第二項**】を制度化することにより、地域意見の確実な反映及び地域の関係機関との円滑な連携体制の確立を企図

## 対象

各ルート内の国道に加えて**道道・市町村道**を選定することも可能

- 道路管理者の別に拘わらず、各ルート内には「道路そのものが観光資源となることにふさわしい魅力ある道路景観」が存在することから、当該区間を管理する道路管理者と協議することで道路管理者との連携を確認したうえで道道・市町村道を選定【**第三条第二項**】【**国道に限定する記述無し**】
- 道道・市町村道の場合、国道に比して、日常的には地域外の利用者が少ない区間もあることが想定されるため、選定にあたっては、当該区間が地域住民等にとって観光資源となることにふさわしい区間であるのかについて、慎重に認識共有を行うことが必要【**第三条第二項**】
- 道路管理者が異なる区間であっても、景観の連続性等の観点で検討したうえで1の区間とすることも考えられる【**1の道路管理者に限定する記述無し**】

## 延長

各区間の**景観の連続性等を踏まえ適切に設定**(概ね20km以内)

○各区間の特性に応じて適切な延長は異なると考えられるものの、試行の実施状況を踏まえて、上限を概ね20kmとする。

**【第三条第五項】**

## 区間数

各ルート**原則2ルートまで選定**(新たに「**選定候補区間**」を制度化して選定候補区間を含めて2ルートまで)※ **【第三条第六項】**

○「秀逸な道」のブランドイメージの形成・維持及び重点的な景観保全の取組の継続性に鑑み、区間数には上限を設定すべき

※エリアごとに運営活動計画を作成している場合は3ルートまで選定することができることとする

○現在は「観光資源となることにふさわしい魅力ある道路景観」とまでは言えないものの、重点的な景観保全に取り組むことにより、「秀逸な道」を目指す区間を選定候補区間とすることができることとする(選定候補区間は必須としない)

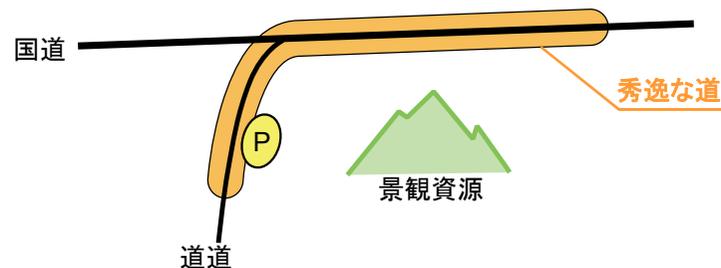
**【第三条第一項】【第三条第四項第二号イ～ロ】**

# 【参考】区間設定の考え方



Scenic Byway HOKKAIDO

## 想定される道路管理者が異なる区間の選定例

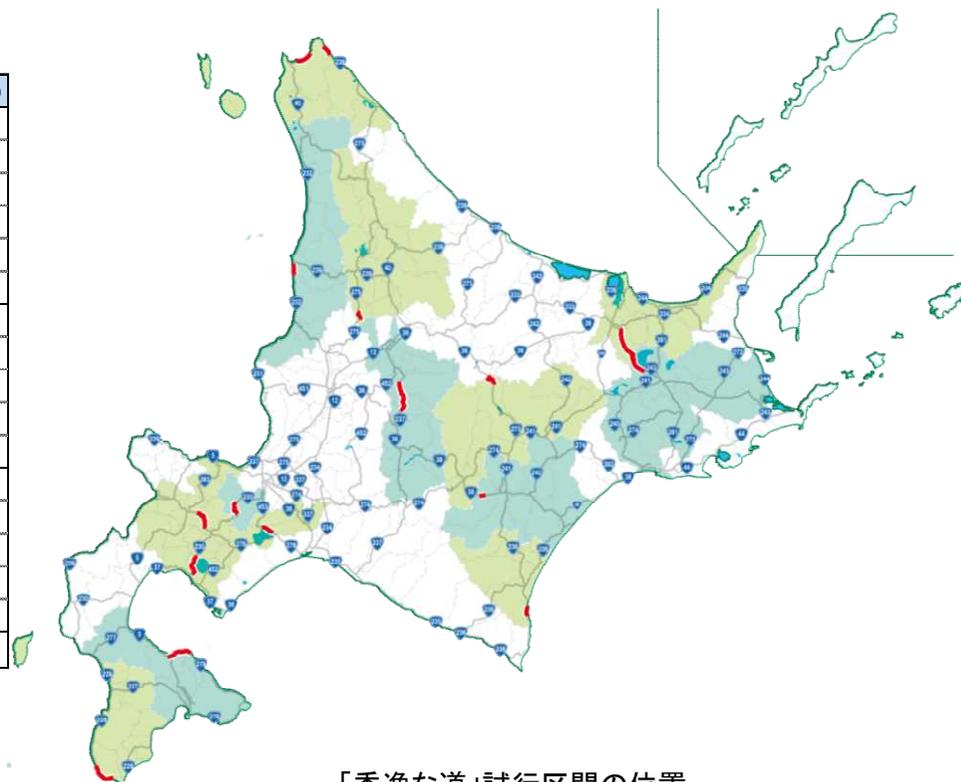


道路管理者間の連携区間の例

## 試行区間の設定状況

「秀逸な道」試行区間の延長

地域	ルート名	路線	延長(km)
道央/道南 地域	No. 1 支笏洞爺ニセコルート ウェルカム北海道エリア	R453	7.0
	No. 2 支笏洞爺ニセコルート ニセコ羊蹄エリア	R276	6.0
	No. 3 支笏洞爺ニセコルート 洞爺湖エリア	R230	13.7
	No. 9 函館・大沼・噴火湾ルート	R278	10.0
	No.14 札幌シーニックバイウェイ 藻岩山麓・定山溪ルート	R230	5.0
No.15 どうなん・追分シーニックバイウェイルート	R228	9.5	
道北地域	No. 4 大雪・富良野ルート	R237	11.9
	No. 6 宗谷シーニックバイウェイ (豊岩)	R238	5.0
	No. 7 宗谷シーニックバイウェイ (声間)	R238	9.0
	No.16 天塩川シーニックバイウェイ	R275	2.8
No.10 萌える天北オロロンルート	R232	5.6	
道東地域	No. 5 東オホーツクシーニックバイウェイ	R243	16.6
	No. 8 釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ	R243	19.0
	No.11 十勝シーニックバイウェイ 十勝平野山麓ルート	R273	10.0
	No.12 十勝シーニックバイウェイ トカプチ雄大空間	R38	10.0
	No.13 十勝シーニックバイウェイ 南十勝夢街道	R336	7.0
			148.1



「秀逸な道」試行区間の位置

選定区間について取組内容を再整理のうえ地域と道路管理者の協働により取組を推進

## 試行の評価

- 利用者アンケートでは今回試行のいずれの方策も半数以上が「景観が良くなる」又は「景観が少し良くなる」と回答しており、特に電線・電柱の見えない化、駐車帯・シーニックデッキの整備・改善、舗装の補修及びゴミ拾いへの期待が大きいことを把握
- 地域の関係者からは役割を終えた路附属物等の集約、撤去により景観が改善しているという実感の声が寄せられた一方、試行では計画したが実施に至っていない取組や地域と道路管理者が協働でさらに検討を進めるべき点も存在

### 道路管理者

- 役割を終えた道路付属物の集約・撤去（安全面を適切に考慮）、舗装・区画線の補修等について、必要性等を点検しつつ、取組区間の重点的な景観保全を推進
- 利用者ニーズの大きい電線・電柱の見えない化について、景観改善が進むよう電線管理者との検討を推進
- 同じく利用者ニーズが大きい駐車帯は、秀逸な道の拠点として利用者が景観を安全に楽しむために重要であることから、ビューポイント駐車場の整備を推進
- 「電線・電柱の見えない化」、「ビューポイント駐車場」については、地域と連携して、実施可能な候補箇所の選定や整備・改善後の活用方策等について検討

### 地域

#### （シーニックバイウェイ活動団体）

- 清掃・花植え等の美化活動を選定区間において重点的に推進
- 地域の特性を踏まえて、駐車帯の活用等の「秀逸な道」の機能を発揮する取組等を推進

道路利用者・地域の活動団体ともに期待が大きい札幌圏からの誘客や道の駅等を拠点とした立ち寄り促進を推進するとともに、デジタルメディアの活用等による認知度の向上も重要

## 試行の評価

- 利用者アンケートで「秀逸な道」の認知度は約34%。道の駅へ設置を試行したポスターを見ることで「行きたくなると思う」が約8割、さらにQRコードを活用した位置情報の提供は「有効」が約7割と高評価。また、旅行の際に参考にするメディアはTV、WEBサイト、情報誌が多い。
- 地域の関係者からは道央圏でのPRイベント、道の駅スタンプラリーとの連携、道の駅等でのポスター・チラシ設置への期待を把握

### 道路管理者

- 道路管理者の特性を踏まえた情報発信の実施
- 人的ネットワークを活かした地域における「シーニックバイウェイ北海道」及び「秀逸な道」の認知度の向上及び理解の増進

### 地域（シーニックバイウェイ活動団体）

- 独自の情報発信手法等の地域の特性を踏まえた重点的な情報発信の実施
- 特有のコンセプトやストーリー等の検討・整理や周辺の観光資源と連携したドライブルートとしてのパッケージ化等の観光資源としての磨き上げ
- 他の観光資源との連携の機会や人的ネットワークを活かした地域における「シーニックバイウェイ北海道」及び「秀逸な道」の取組の認知度の向上及び理解の増進

### シーニックバイウェイ推進協議会

- 試行結果を踏まえて、国内外の北海道に関心がある方などを対象に情報発信することにより、「シーニックバイウェイ北海道」及び各「秀逸な道」の認知度の向上及び訪問意欲（「行ってみたい」）の醸成を推進（「秀逸な道」の位置をわかりやすく伝えることも検討）
- 他機関が運用するプラットフォームへの観光資源としての追加等により、幅広く情報発信するとともに、各区間の景観等に係る口コミによる利用者評価の情報収集についても検討
- 本格運用開始に合わせ、北海道開発局ホームページで「秀逸な道」の制度・取組を紹介することで本取組の理解増進を推進

各ルートのシーニックバイウェイの取組全体と合わせて既存の制度の中で(付加して)  
**進捗管理**及び**点検**を効率的・効果的に実施

## 毎年度の 進捗管理

実施要綱第20条の「ルート運営状況の報告」と合わせて、各ルートが区間選定時に作成した取組方針について、当該年度の取組実績と次年度の取組計画を推進協議会に報告  
**【第五条第一項】【第四条第一項】**



各ルートの重点的な景観保全及び情報発信の取組について、当該年度の取組実績及び次年度の取組計画を提出(試行時の景観改善の進捗管理に加えて、シーニックバイウェイ内外の地域の観光情報発信等の取組と連携した取組についても記載)次年度の取組計画を提出する際には事前に道路管理者の同意を得る。**【第四条第二項】**

<参考>シーニックバイウェイ北海道実施要綱  
(ルート運営状況の報告等)

第二十条 ルート運営代表者会議は、毎年、ルート運営活動計画の推進状況について推進協議会に報告するものとする。

2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- 一 ルート運営活動計画の進捗状況
- 二 活動団体の活動状況及び課題
- 三 ルート運営活動計画の推進体制の状況及び課題

## 5年を目安にした 点検

実施要綱第21条の「ルート運営活動の点検」と合わせて、5年を目安に、ルート審査委員会による視察、意見交換、自主的な点検・改善を実施**【第六条第一項】**



ルート審査委員会によるルート視察等を活用して自主的な点検・改善を実施し、当該ルートの取組の成果を自らが確認するとともに、改善点を明らかにすることで、取組方針全体を見直し、次の5年の活動につなげる

<参考>シーニックバイウェイ北海道実施要綱  
(ルート運営活動の点検)

第二十一条 地域の活動団体等、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。

- 一 目指すべきルートの目標
- 二 ルートの活動状況
- 三 ルートの運営体制 等

# 実施の考え方④各ルートが作成する「取組方針」等の内容



Scenic Byway HOKKAIDO

各ルートにおいて区間選定時に**中期的な「取組方針」**を推進協議会に提出  
**毎年度末に実績と次年度の計画**を推進協議会に報告

## 「取組方針」の記載事項

### 区間名(コンセプト)

例. 支笏湖ブルーに出逢う道

### 区間説明

例. 豊かな原生林に囲まれた神秘的な湖と火山に出逢う美しい湖畔の道です。深く透明な湖に…

### 道路種別・位置・延長

例. 国道453号 千歳市幌美内国有林1166林班～千歳市幌美内国有林1174林班 約7.0km

### 取組内容

○中期的な計画(5年を目安)

※重点的な景観保全及び情報発信の取組方針

## 毎年度の実績と次年度の計画

### ○重点的な景観保全及び情報発信の取組の実績と計画

※ 区間として、現に道路そのものが観光資源になることにふさわしい魅力ある道路景観を有する区間を選定しているものの、当該区間がさらに魅力的に、かつ、道路利用者が楽しめるものになるよう、道路管理者及び地域活動団体等が連携して、取組内容を検討すべき

※ 情報発信の取組については、前述のとおり、「秀逸な道」の認知度の向上のみならず、地域の行政、観光関係団体等と連携して、「秀逸な道」を地域の貴重な観光資源の1つと捉えた活用を内容に含むことを検討すべき